

平成28年度  
一般社団法人山口県介護支援専門員協会  
代議員総会

日時：平成28年5月28日（土）

午後3時から午後5時まで

場所：山口県社会福祉会館 大ホール



# も く じ

総会次第	2
報告事項	4
平成27年度事業報告について	
平成27年度及び平成28年度決算報告について	
上程議案	23
第1号議案 平成28年度事業計画(案)について	
第2号議案 平成28年度収支予算(案)について	
第3号議案 会員規則の承認について	
第4号議案 役員の承認について	
定 款	31
日本介護支援専門員協会 介護支援専門員 倫理綱領	51

# 総 会 次 第

## 1 開会

## 2 報告事項

- (1)平成27年度事業報告について
- (2)平成27年度及び平成28年度決算報告について

## 3 上程議案

- 第1号議案 平成28年度事業計画(案)について
- 第2号議案 平成28年度収支予算(案)について
- 第3号議案 会員規則の承認について
- 第4号議案 役員の承認について

## 4 閉会

# 報 告 事 項

(1) 平成27年度事業報告について

(2) 平成27年度及び平成28年度決算報告について

上記について、理事会をもって承認したことを報告する。



# 平成27年度 山口県介護支援専門員協会 事業報告書

## I 組織体制

1 会員の状況 1,433人(平成28年3月31日現在)

(内訳)

・岩国市	170人	・柳井広域	118人	・周防大島	34人
・周南市	125人	・下松市	92人	・光市	53人
・防府市	107人	・山口市	105人	・宇部市	124人
・山陽小野田市	63人	・美祢市	57人	・下関市	261人
・長門地域	31人	・萩広域	93人		

2 日本介護支援専門員協会への入会状況

平成27年度会員数 1,433人(平成28年3月31日現在)

(内訳)

平成27年度新規入会者数 203人

平成26年度からの継続会員数 1,230人(平成26年度会員数 1,400人)

## II 研修に関する事業

1 ケアマネジメント研究大会の開催

期 日 平成27年11月7日(土)

場 所 山口県セミナーパーク 講堂

参加者 219人(会員201人、非会員18人)

内 容 基調講演

地域包括ケアシステムでのケアマネジャーの役割と課題

講師 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会 理事長 白澤政和

研究発表(分科会)

・地域包括ケアシステム構築における介護支援専門員の役割と意義

防府介護支援専門員協会 佐々木啓太

・介護支援専門員からみた地域ケア会議の現状と課題

山口県立大学大学院 健康福祉学研究科 赤崎敦子

・いったい、誰の為の地域ケア会議なのか?

福岡県介護支援専門員協会 江上文幸

司会者 済生会山口地域ケアセンターやすらぎ 施設長 松永俊夫

助言者 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会 理事長 白澤政和

・職種や所属の違いにおける多職種連携についての意識調査

下関市介護支援専門員連絡協議会 河崎圭治

・民生児童委員と介護支援専門員の連携

長門地域介護支援専門員連絡協議会 尾崎有里子

・医療・介護協働に向けた「あ・うんネット周南」の取組の報告

あ・うんネット周南 藤本真樹

司会者 貴船園居宅介護支援事業所 管理者 頃末能宏

助言者 公立大学法人 山口県立大学 社会福祉学部教授 横山正博

公開地域ケア会議

2 平成27年度介護支援専門員実務従事者基礎研修の開催

期 日 平成27年 8月22日(土)  
9月 2日(水) 14日(月) 28日(月)  
10月5日(月) 17日(土)

場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
山口県セミナーパーク 研修室101、102、103

参加者 88人(修了者83人)

内 容 1日目(8月22日(土)) 講習  
講義「ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方」  
講師 山口市中央地域包括支援センター センター長 橘 康彦  
2日目(9月 2日(水)) 3日目(9月14日(月))  
4日目(9月28日(月)) 5日目(10月5日(月)) 講習  
講義「ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方」  
演習「ケアマネジメント点検演習」  
「ケアマネジメント演習講評」  
講師 特別養護老人ホームはまゆう苑 課長 松谷法史  
松寿苑指定居宅介護支援事業所 管理者 田村則子  
ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀  
小郡在宅ケアセンター 管理者 高井佳代子  
6日目(10月17日(土)) 講習  
講義「ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理」  
「意見交換とネットワーク作り」  
講師 社会福祉法人 希望の丘 地域部長 江上文幸

<講師事前打合せ>

【第1回】

期 日 平成27年7月19日(日)  
場 所 山口県社会福祉協議会 福祉研修センター  
出席者 4人

3 実務事務研修会の開催

期 日 平成27年5月20日(水) 27日(水)  
平成27年6月17日(水) 24日(水)

場 所 山口県セミナーパーク 研修室201、202、206

参加者 1回目:55人 2回目:48人

講 師 訪問看護ステーションつくし 管理者 松井清之

4 研究の進め方研修会の開催

期 日 平成27年5月22日(金)、平成27年7月24日(金)  
平成27年9月17日(木)

場 所 山口県セミナーパーク 研修室215、セミナー室2

参加者 1回目:20人 2、3回目:10人

講 師 公立大学法人 山口県立大学 社会福祉学部教授 横山正博

5 施設介護支援専門員研修会の開催

期 日 平成27年7月9日(木) 10日(金)

場 所 山口県セミナーパーク 研修室102

参加者 72人

講 師 特別養護老人ホーム 旭川敬老園 園長 森繁樹



- 6 レビー小体型認知症・前頭側頭型認知症研修会の開催  
 期 日 平成27年7月12日(日)  
 場 所 山口県セミナーパーク 大研修室  
 参加者 134人  
 講 師 医療法人ふらて会 西野病院 神経内科医 中山寛人
- 7 制度改正に対応しよう！研修会の開催  
 期 日 平成27年8月2日(日) 9日(日) 30日(日)  
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室(中央)  
 周南市ゆめプラザ熊毛(東部)、下関リサイクルプラザ(西部)  
 参加者 中央：42人、東部：27人、西部：36人  
 解説者 山口県介護支援専門員協会 会長 佐々木啓太
- 8 福祉用具を活用し「楽な介助方法」を学ぼう！研修会の開催  
 期 日 平成27年10月19日(月)  
 場 所 山口県きらら博記念公園  
 講 師 住まいと介護研究所 所長 谷口昌弘
- 9 医療ニーズの高い利用者支援のための研修会平成27年度テーマ「パーキンソン病」の開催  
 期 日 平成27年12月26日(土)  
 場 所 山口県セミナーパーク 講堂  
 参加者 167人  
 講 師 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 在宅支援室  
 緩和ケア認定看護師 花井亜紀子  
 シンポジスト  
 原田訪問看護センター 難病看護師 原田さをり  
 株式会社天吉屋 なぎさ訪問看護ステーション 作業療法士 宮重壮太郎  
 山口県薬剤師会 副会長 志熊理史  
 全国パーキンソン病友の会山口県支部 副支部長 村田和子  
 司会者 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一  
 助言者 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 在宅支援室  
 緩和ケア認定看護師 花井亜紀子
- 10 目指せ！プロフェッショナル～ ケアマネジャー仕事の流儀 ～研修会の開催  
 期 日 平成28年1月9日(土)  
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
 参加者 54人  
 講 師 社会福祉法人 希望の丘 地域部長 江上文幸
- 11 スーパービジョン実践のための基礎理論研修会の開催  
 期 日 平成28年1月15日(金) 16日(土)  
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
 参加者 37人  
 講 師 財団法人福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院  
 ケアプランセンター 介護支援専門員 梅田真嗣
- 12 スーパーバイザー養成研修(実践編)の開催  
 期 日 平成28年2月6日(土) 7(日)  
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
 参加者 39人

講 師 財団法人福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院  
ケアプランセンター 介護支援専門員 梅田真嗣

13 うつ病と認知症に関する研修会の開催

期 日 平成28年3月13日(日)  
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
参 加 者 121人  
講 師 医療法人和栄会 原田医院 副院長 原田和佳

14 看取りに関する研修会の開催

期 日 平成28年3月13日(日)  
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
参 加 者 98人  
講 師 山口県立総合医療センター へき地医療支援センター センター長 原田昌範

### Ⅲ 調査・研究に関する事業

- 1 「職種や所属の違いにおける多職種連携についての意識調査」を下関市介護支援専門員連絡協議会と共同で実施した。その調査結果を山口県ケアマネジメント研究大会及び山口県介護保険研究大会において発表した。
- 2 「平成27年度山口県介護支援専門員実務研修アンケート」の実施  
平成27年度山口県介護支援専門員実務研修受講者を対象に、研修参加における参加費の負担や休みの取り扱いなどについてのアンケート調査を実施した。

### Ⅳ 広報・情報提供

- 1 山口県介護支援専門員協会ホームページの運営、運用。(会員外でも閲覧が可能)  
<http://www.y-cma.jp/>
- 2 山口県介護支援専門員協会だよりの発行  
第1号 平成27年9月10日発行  
第2号 平成28年3月31日発行
- 3 スマートフォンアプリ開発に向けた準備

### Ⅴ 関係機関・団体との協働連携

- 1 会長、副会長等が関係機関団体の各種委員会の委嘱を受け、会議等に出席した。
  - (1) 山口県訪問看護推進協議会  
(平成26年7月1日～平成29年6月30日) 佐々木啓太会長
  - (2) 山口県介護保険研究大会 実行委員会  
(平成26年4月1日～平成28年3月31日) 鶴田憲一理事
  - (3) 山口県医療審議会  
(平成26年10月1日～平成28年9月30日) 岩神亜紀理事
  - (4) 山口県社会福祉協議会評議員会  
(平成28年5月1日～平成30年4月30日) 佐々木啓太会長
  - (5) 山口市すこやか長寿対策審議会  
(平成25年4月1日～平成28年3月31日) 松永俊夫顧問
  - (6) 福祉サービス等調整計画検討委員会  
(平成27年4月1日～平成29年3月31日) 橘 康彦副会長
  - (7) 山口県高齢者保健福祉推進会議  
(平成26年7月1日～平成29年6月30日) 佐々木啓太会長
  - (8) 山口県在宅医療推進協議会  
(平成28年3月17日(木)) 堀田慎一郎理事
  - (9) 福祉分野における災害時の協力に関する協定締結式  
(平成27年4月10日(金)) 佐々木啓太会長
  - (10) 平成27年度山口県介護保険関係団体連絡協議会役員会・総会

- (平成27年5月15日(金)) 佐々木啓太会長
- (11) 山口県地域生活定着支援センター連絡会議 橘 康彦副会長  
(平成27年7月29日(水)、平成28年3月1日(火))
- (12) 平成27年山口県高齢者安心・安全訪問ネットワーク会議 佐々木啓太会長  
(平成27年6月17日(水))
- (13) 平成28年度第2回介護労働懇談会 佐々木啓太会長  
(平成27年9月9日(水)平成28年3月11日(金))
- (14) 第16回山口県介護保険研究大会調査研究部会 二井隆一理事  
(平成27年9月29日(火))
- (15) 第35回介護保険対策委員会・関係者合同協議会 佐々木啓太会長  
(平成27年11月26日(木)) 橘 康彦副会長
- 2 関係機関の各種研修会等にて、来賓、講師等として参加  
平成27年度訪問看護研修ステップⅠ  
(平成27年5月28日(木)) 橘 康彦副会長
- 3 各地域連絡協議会会議、研修等への協力及び参加
- (1) 会議、研修会への参加
- 第1回柳井広域介護支援専門員連絡協議会研修会 橘 康彦副会長  
(平成27年4月15日(水))
- 防府介護支援専門員協会総会 佐々木啓太会長  
(平成27年4月15日(水))
- 周南市介護支援専門員協会総会 橘 康彦副会長  
(平成27年4月24日(金))
- 岩国市介護支援専門員連絡協議会総会 佐々木啓太会長  
(平成27年5月9日(土))
- 宇部市介護支援専門員協会総会 佐々木啓太会長  
(平成27年6月6日(土))
- (2) 催しへの参加、広報活動(組織総務部)
- 美祢市介護支援専門員協会との共催「美祢市福祉の市」(平成27年10月4日(日))
- 防府介護支援専門員協会との協力「愛情防府フリーマーケット」(平成27年10月17日(土))
- 4 日本介護支援専門員協会諸会議等への参加
- (1) 日本介護支援専門員協会会議への参加
- 【第7回定時社員総会】
- 期 日 平成27年6月21日(日)
- 場 所 東京 鉄鋼会館
- 出 席 佐々木啓太会長  
二井隆一理事  
堀田慎一郎理事
- 【第1回理事会】
- 期 日 平成27年5月22日(金)
- 場 所 東京 中央大学駿河台記念館
- 出席者 橘 康彦副会長(中国ブロック選出理事)
- 【第2回理事会】
- 期 日 平成27年9月11日(金)
- 場 所 東京 ソラシティカンファレンスセンター
- 出席者 橘 康彦副会長(中国ブロック選出理事)

【第3回理事会】

期 日 平成27年12月11日(金)  
場 所 東京 中央大学駿河台記念館  
出 席 者 橘 康彦副会長(中国ブロック選出理事)

【第4回理事会】

期 日 平成28年3月18日(金)  
場 所 東京 中央大学駿河台記念館  
出 席 者 橘 康彦副会長(中国ブロック選出理事)

【第1回支部長会議】

期 日 平成27年10月1日(木)  
場 所 東京 アルカディア市ヶ谷  
出 席 者 佐々木啓太会長  
橘 康彦副会長(中国ブロック選出理事)

【第2回支部長会議】

期 日 平成28年2月5日(金)  
場 所 東京 中央大学駿河台記念館  
出 席 者 佐々木啓太会長  
橘 康彦副会長(中国ブロック選出理事)

【第1回総務・倫理・広報・合同員委員会】

期 日 平成27年9月26日(土)  
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室  
出 席 者 佐々木啓太会長

【第2回総務・倫理・広報・合同員委員会】

期 日 平成28年2月15日(月)  
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室  
出 席 者 佐々木啓太会長

【第1回組織・会員委員会】

期 日 平成27年11月12日(木)  
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室  
出 席 者 二井隆一理事

【第2回組織・会員委員会】

期 日 平成28年3月21日(月)  
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室  
出 席 者 二井隆一理事

【第1回生涯学習委員会】

期 日 平成27年10月9日(金)  
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室  
出 席 者 橘 康彦副会長

【第2回生涯学習委員会】

期 日 平成28年2月6日(土)  
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室  
出 席 者 橘 康彦副会長

【介護支援専門員テキスト作成事業 編集委員会】

期 日 平成27年6月13日(土)、9月15日(火)、10月24日(土)、25日(日)、  
31日(土)、11月1日(日)、12月21日(月)、1月16日(土)  
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室

出席者 橘 康彦副会長（中国ブロック選出理事）

## 5 中国ブロック連絡会への参加

### 【第1回連絡会】

期 日 平成27年11月7日（土）  
場 所 ビジネスホテル 富士の家 ミーティングルーム  
出席者 佐々木啓太会長  
橘 康彦副会長  
松谷法史副会長  
堀田慎一郎理事  
二井 隆一理事

### 【第2回連絡会】

期 日 平成28年3月19日（土）  
場 所 JMSアステールプラザ2F 中ホール  
出席者 佐々木啓太会長  
橘 康彦副会長  
松谷法史副会長  
堀田慎一郎理事

## 6 他団体主催の各種研修会等にて、共催及び後援をした。

- (1) 相談支援専門員&介護支援専門員コラボレーション研修～ダブルケアマネによるシームレスな支援に向けて～に共催  
(主催：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会)
- (2) 第12回山口市在宅緩和ケア市民公開講座に後援  
(主催：山口市在宅緩和ケア支援センター)
- (3) 「介護の日」記念イベント  
(主催：一般社団法人 山口県介護福祉士会)
- (4) 山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会に後援  
(主催：山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員会)
- (5) 山口県認知症高齢者を考える集いに後援  
(主催：公益社団法人 認知症の人と家族の会山口県支部)
- (6) 第49回中国地区医療社会事業大会に後援  
(主催：山口県医療ソーシャルワーカー協会)
- (7) 日本医療マネジメント学会第14回山口県支部学術集會に後援  
(主催：地域医療支援病院オープンシステム徳山医師会)
- (8) 中国・四国ブロック研修会山口県大会に後援  
(主催：一般社団法人 山口県介護福祉士会)
- (9) スーパービジョン研修会  
(主催：スーパービジョン研修会 SOFT)

## VI 会の運営

### 1 代議員総会の開催

期 日 平成27年5月30日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
出席者 65人（うち委任状出席8人）  
報告事項 平成26年度補正予算について  
法人化について  
役員交代について

- 上程議案 第1号議案 平成26年度事業報告について  
 第2号議案 平成26年度決算報告について  
 第3号議案 平成27年度事業計画（案）について  
 第4号議案 平成27年度収支予算（案）について

臨時代議員総会の開催

- 期 日 平成28年2月27日（土）  
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
 出席者 62人（うち委任状出席29人）  
 報告事項 平成27年度 一般社団法人設立までの経過報告  
 上程議案 山口県介護支援専門員協会から一般社団法人山口県介護支援専門員協会への  
 資産の寄附について  
 一般社団法人山口県介護支援専門員協会への既存事業の引継ぎについて  
 山口県介護支援専門員協会の解散について

2 理事会の開催

【第1回】

- 期 日 平成27年5月10日（日）  
 場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
 出席者 27人  
 内 容 平成26年度事業報告について  
 平成26年度決算報告について  
 平成27年度事業計画・予算について  
 法人化委員会の設置について

【第2回】

- 期 日 平成27年7月4日（土）  
 場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
 出席者 27人  
 内 容 各部会の活動報告  
 法人化に向けた活動について  
 ケアマネジメント研究大会について

【第3回】

- 期 日 平成27年10月10日（土）  
 場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
 出席者 21人  
 内 容 各部会の活動報告  
 第12回山口県ケアマネジメント研究大会について  
 永年表彰者の承認について  
 法人化に向けた活動について

【第4回】

- 期 日 平成28年1月30日（土）  
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
 出席者 26人  
 内 容 一般社団法人化について  
 法人化後の収支について  
 平成28年度役員体制について  
 事務局体制について

### 3 常任理事会の開催

#### 【第1回】

期 日 平成27年4月16日(木)  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室208  
出 席 者 7人  
内 容 平成27年度事業計画・予算について  
法人化委員の設置について

#### 【第2回】

期 日 平成27年6月29日(月)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
出 席 者 5人  
内 容 各部会の活動報告  
法人化に向けた活動について  
山口県ケアマネジメント研究大会について

#### 【第3回】

期 日 平成27年10月7日(水)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
出 席 者 5人  
内 容 各部会の活動報告  
山口県ケアマネジメント研究大会について  
永年表彰者の承認について  
法人化に向けた活動について

#### 【第4回】

期 日 平成28年1月30日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
出 席 者 7人  
内 容 一般社団法人化について  
法人化後の収支について  
平成28年度役員体制について  
事務局体制について

### 4 部会の開催

#### (1) 組織総務部会の開催

##### 【第1回】

期 日 平成27年5月10日(日)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
出 席 者 6人  
内 容 大会までのスケジュールについて  
大会テーマ・プログラムについて  
研究発表の募集について

##### 【第2回】

期 日 平成27年6月26日(金)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
出 席 者 5人  
内 容 公開地域ケア会議シナリオ、進行等について

##### 【第3回】

期 日 平成27年10月10日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室

出席者 5人  
内 容 当日の役割分担について  
研究発表について  
公開地域ケア会議について

## (2) 広報事業部会の開催

### 【第1回】

期 日 平成27年6月1日(月)  
場 所 清風ポラリス  
出席者 5人  
内 容 平成27年度第1回広報誌の発行について  
スマートフォンアプリについて

### 【第2回】

期 日 平成27年12月5日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
出席者 3人  
内 容 平成27年度第2回広報誌の発行について  
スマートフォンアプリについて

### 【第3回】

期 日 平成27年12月18日(金)  
場 所 株式会社コア  
出席者 3人  
内 容 スマートフォンアプリの運用について

## (3) 調査研究部会の開催

### 【第1回】

期 日 平成27年5月10日(日)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
出席者 5人  
内 容 調査研究部の今年度の活動について

### 【第2回】

期 日 平成27年7月4日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
出席者 5人  
内 容 ケアマネジャーの困りごと事例集について

### 【第3回】

期 日 平成27年10月10日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
出席者 3人  
内 容 介護保険研究大会の研究発表について

### 【第4回】

期 日 平成28年1月30日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
出席者 4人  
内 容 介護支援専門員実務研修アンケートについて



(4) 公益事業部会の開催

【第1回】

期 日 平成27年6月22日(月)  
場 所 しまとびあスカイセンター  
出席者 5人  
内 容 各地域の社会資源情報の収集について  
会員が悩んでいる事や意見提言など意見集約のアンケートについて

【第2回】

期 日 平成27年11月9日(月)  
場 所 しまとびあスカイセンター  
出席者 4人  
内 容 アンケート結果の分類、精査について

(5) 生涯研修部会の開催

【第1回】

期 日 平成27年6月6日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室210  
出席者 5人  
内 容 医療ニーズ研修…3年計画のたたき台  
事例研究研修の振替(テーマ、講師の検討)  
その他、調整中の研修について

【第2回】

期 日 平成27年12月8日(火)  
場 所 居宅介護支援事業所元気  
出席者 6人  
内 容 本年度研修振り返り、3月研修準備の進捗状況  
次年度研修企画準備  
受講後アンケート実施について

5 法人化委員会の開催

期 日 【第1回】7月1日(水)、【第2回】10月6日(火)、【第3回】11月2日(月)、  
【第4回】12月3日(木)、【第5回】1月26日(火)  
内 容 法人化に向けての検討について

6 各地域代表者会議の開催

【第1回】

期 日 平成27年12月5日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク リハビリテーション実習室  
出席者 18人  
議 案 法人化の具体的スケジュールについて  
一般社団法人設立後の役員選出について  
地域協会運営、事務局機能の課題について

【第2回】

期 日 平成28年2月27日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
出席者 15人  
議 案 山口県介護支援専門員協会から一般社団法人山口県介護支援専門員協会への

資産の寄附について  
役員選出について  
地域協会の会費集金、総会時期について

平成27年度 山口県介護支援専門員協会  
収支計算書

1 収入総額 17,709,870 円  
1 支出総額 11,994,949 円  
1 収支差引残高 5,714,921 円

自 平成27年4月 1日  
至 平成28年3月31日

収入の部

(単位：円)

科 目		本年度予算額	本年度決算額	差引増減	摘 要
款・項	目				
1	会費収入	4,300,000	4,399,000	99,000	
	1 会費収入	4,300,000	4,399,000	99,000	県年会費：1433人×3,000円＝4,299,000円 賛助会員：2団体×50,000円＝ 100,000円
2	受託金収入	1,645,000	2,245,000	600,000	
	1 受託金収入	1,645,000	2,245,000	600,000	介護支援専門員実務従事者基礎研修に係わる業務 ＝県委託事業＝：1,645,000円 地域医療総合確保基金600,000円（山口県より）
3	助成金収入	1,200,000	1,400,512	200,512	
	1 助成金収入	1,200,000	1,400,512	200,512	会員管理に関する手数料（平成26、27年度分） 1,400人×200円＝280,000円（26年度会員分） 220人×200円＝ 44,000円（新規入会者分） 1,433人×200円＝286,600円（27年度会員分） 203人×200円＝ 40,600円（新規入会者分） H26年度会費納入者対象支部交付金 21人×300円＝6,300円（後期分） H27年度会費納入者対象支部交付金 1,433人×300円＝429,900円  日本ケアマネジメント学会150,000円 中国ブロック会議費助成（第1、2回）163,112円
4	寄付金収入	20,000	11,190	△ 8,810	
	1 寄付金収入	20,000	11,190	△ 8,810	組織総務部広報活動
5	事業収入	5,136,000	3,901,500	△ 1,234,500	
	1 事業収入	5,136,000	3,901,500	△ 1,234,500	第12回ケアマネジメント研究大会840,000円（広告料90,000円を含む） 介護支援専門員実務従事者基礎研修880,000円 実務事務研修664,000円 研究の進め方研修95,000円 施設介護支援専門員研修560,000円 認知症研修（レビー、前頭側頭型）169,000円 制度改正 法令を読み理解を深める222,000円 福祉用具活用～ねんりんびっく～ 業務管理研修89,000円 SV研修（基礎知識と技術）87,000円 SV養成研修（実践編）78,000円 うつ病の支援研修81,500円 看取りの支援研修56,000円 災害対策机上訓練伝達研修  ◆地域医療総合確保基金：医療ニーズ研修会  協会だより(第1回)広告料25,000円 協会だより(第2回)広告料15,000円 HPバナー広告料40,000円
6	雑収入	1,000	72,762	71,762	
	1 雑収入	1,000	72,762	71,762	預金利息、図書斡旋手数料、広告発送手数料等
当期収入合計（A）		12,302,000	12,029,964	△ 272,036	
前期繰越収入		5,680,000	5,679,906	△ 94	
収入合計（B）		17,982,000	17,709,870	△ 272,130	

支出の部

(単位：円)

科 目		本年度予算額	本年度決算額	差引増減	摘 要
款・項	目				
1	運営費	4,133,000	2,638,011	△ 1,494,989	
	1 会議費	2,118,000	824,214	△ 1,293,786	常任理事会 95,520 理事会 312,540 部会運営（組織総務・広報事業・公益事業・ 調査研究・生涯研修） 56,550 監査 5,490 代議員総会 40,834 各地域代表者会議 140,790 法人化委員会 11,490 中国ブロック会議 161,000
	2 旅費	300,000	270,074	△ 29,926	役職員旅費 270,074
	3 事務費	1,715,000	1,543,723	△ 171,277	役員費、需用費 642,883 法人化設立手続費(書類関係) 198,000 法人化設立準備費 702,840
2	事業費	9,436,000	6,157,938	△ 3,278,062	
	1 調査広報費	667,000	149,456	△ 517,544	ホームページ管理 58,736 スマートフォン用アプリ 0 介護支援専門員協会だより 90,720 調査研究 0
	2 研修費	7,819,000	4,921,082	△ 2,897,918	第12回ケアマネジメント研究大会 437,768 介護支援専門員実務従事者基礎研修 2,403,710 実務事務研修 359,504 研究の進め方研修 163,743 施設介護支援専門員研修 173,034 認知症研修（レビー、前頭側頭型） 100,842 制度改正 法令を読み理解を深める 179,800 福祉用具活用～ねんりんびっく～ 0 医療ニーズ研修会 600,000 業務管理研修 99,222 SV研修（基礎知識と技術） 152,557 SV養成研修(実践編) 147,012 うつ病の支援研修 74,310 看取りの支援研修 20,710 災害対策机上訓練伝達研修 8,870
	3 福祉増進費	200,000	0	△ 200,000	
	4 活動助成費	750,000	1,087,400	337,400	各地域協議会活動助成費
3	負担金	3,131,000	3,199,000	68,000	
	1 負担金	3,131,000	3,199,000	68,000	事務委託金 3,051,000 共益費 103,000 山口県社会福祉協議会会費 15,000 山口県介護保険関係団体連絡協議会会費 30,000
4	予備費	5,000	0	△ 5,000	
	1 予備費	5,000	0	△ 5,000	0
当期支出合計（C）		16,705,000	11,994,949	△ 4,710,051	
当期収支差額(A)-(C)		△ 4,403,000	35,015	4,438,015	
次期繰越収支差額(B)-(C)		1,277,000	5,714,921	4,437,921	

# 山口県介護支援専門員協会

## 貸借対照表

平成28年3月31日現在  
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金	5,638,466	(負債)	
未収金 加賀メディカル： 協会だより広告料	5,000	預り金 認知症・うつ病に関する 研修会、看取りに関する 研修会： 講師謝金源泉預り	2,543
日本介護支援専門員協会： 中国ブロック会議助成金	73,998	(純財産)	
		繰越金	5,714,921
計	5,717,464	計	5,717,464

## 財産目録

平成28年3月31日現在  
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金 山口銀行 県庁内支店 No6147934	5,638,466	預り金	2,543
未収金	78,998		
資産合計	5,717,464	負債合計	2,543
差引正味財産			5,714,921

# 残高証明書 ACCOUNT BALANCE CERTIFICATE

全口座 (口座別)

同文のもの 1 通発行の内第 1号

1 ページ

平成 28 年 04 月 04 日

753-0072

山口県 山口市  
大手町 9-6

山口県介護支援専門員協会  
会長 佐々木 啓太 様

044(044)-280404-1458-023-000-6147934

平成 28 年 03 月 31 日現在の貴方ご名義  
下記勘定残高について相違ないことを証明  
いたします。

株式会社 **山口銀行**

The Yamaguchi Bank, Ltd.

THIS IS TO CERTIFY THAT THE BALANCE OF YOUR ACCOUNT(S)  
WITH The Yamaguchi Bank, Ltd. SHOW(S) THE AMOUNT(S)  
INDICATED BELOW.

お取引店 県庁内 支店  
電 話 083(922)2259



勘定 ACCOUNT	口座番号 ACCOUNT NO.	残高 BALANCE	(内決済未確認証券類) (BILLS OR CHECKS FOR COLLECTION)	備考 REMARKS
普通預金	6147934	¥5638466		¥0
以下余白				


• この証明書の金額は訂正いたしません。  
• 金額は、証明日現在の元締め最終残高を表わし決済未確認の証券類を含んでることがあります。この場合はその金額を「(内決済未確認証券類)」に表示します。  
• 「当座貸越(総合口座)」には、普通預金貸越型のカードローンご利用額も含まれます。  
• 口座番号欄は、口座指定のご依頼の場合のみ表示します。

# 監査報告書

平成28年4月19日

山口県介護支援専門員協会

会長 佐々木 啓太 様

監事 藤本 邦和 

監事 廣兼 裕之 

私たち監事は、山口県介護支援専門員協会の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の業務執行状況及び財産の状況について、監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 収支計算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

平成28年度 山口県介護支援専門員協会  
収支計算書

1 収 入 総 額 87 円  
1 支 出 総 額 5,715,008 円  
1 収 支 差 引 残 高 0 円

自 平成28年4月 1日  
至 平成28年5月 2日

収入の部

(単位：円)

科 目		本年度予算額	本年度決算額	差引増減	摘 要
款・項	目				
雑収入		100	87	△ 13	
	雑収入	100	87	△ 13	預金利息
当期収入合計 (A)		100	87	△ 13	
前期繰越収入		5,714,921	5,714,921	0	前期繰越収入
収入合計 (B)		5,715,021	5,715,008	△ 13	

支出の部

(単位：円)

科 目		本年度予算額	本年度決算額	差引増減	摘 要
款・項	目				
寄付金		5,715,021	5,715,008	△ 13	
	寄付金	5,715,021	5,715,008	△ 13	一般社団法人山口県介護支援専門員協会へ寄付
当期支出合計 (C)		5,715,021	5,715,008	△ 13	
当期収支差額(A)-(C)		△ 5,714,921	△ 5,714,921	0	
次期繰越収支差額(B)-(C)		0	0	0	

平成28年5月2日現在で財産、債務はないので貸借対照表、財産目録の作成はしていません。



# 上 程 議 案

## 第 1 号議案 平成 2 8 年度事業計画（案）について

(提案理由)

定款第21条第2号に基づき、平成28年度 事業計画(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成28年度事業計画（案）

25ページ

## 第 2 号議案 平成 2 8 年度収支予算（案）について

(提案理由)

定款第21条第2号に基づき、平成28年度 収支予算(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成28年度収支予算(案)

28ページ

## 第 3 号議案 会費規則の承認について

(提案理由)

定款第13条に基づき、会費規則を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

会費規則

30ページ

## 第 4 号議案 役員 of 承認について

(提案理由)

定款第35条に基づき、役員 of 選出について御承認願いたい。



## 平成28年度 (一社) 山口県介護支援専門員協会 事業計画 (案)

### 【事業方針】

平成30年の介護保険改定をにらみ、軽度者の介護保険制度の切り離しの議論など、介護保険制度も大きな変革期を迎えようとしています。介護支援専門員においても、指定権限の市町村移譲などはほぼ決定しています。また、介護保険部会においては、居宅介護支援の利用者負担導入についての論議や、以前より話題にあがっている「給付管理員」的発想など、私たち介護支援専門員の仕事の根幹が脅かされている現状にあります。

そのような状況の中、我々介護支援専門員は、相談援助職のプロとして自分たちのケアマネジメントの力量を日々高めるため、自分達の地位を確立し、国民や社会が必要とする「介護支援専門員」を目指していかなければなりません。

本会では、昨年度、十年来の悲願であった、一般社団法人化を実現することが出来ました。法人格取得により、社会的に信用のある組織として生まれたことを契機に、より介護支援専門員の支援に資するような公益性の高い事業を展開していくことができます。そして、職能団体としてすべき質の高い法定研修の開催や、主任更新研修受講のための要件研修、好評を得ている独自研修等など介護支援専門員の「ケアマネジメント力」を高めるための場の提供を、今にも増して充実させていきます。

また、国へ意見提言をしていくために、地域、県、国の一体化はますます重要となってきます。そのためにも、地域協会からの意見を集約し、日本協会へ意見提言していくこと、そして、日本協会の在り方についても常に意見具申する組織でありたいと思います。

また、地域協（議）会は介護支援専門員にとって一番身近であり、重要な組織です。地域協（議）会が独自性を発揮し、活発に活動できるよう連携を図りながら、一緒に汗をかき、「楽しい」と感じられるような活動ができるよう頑張っていきたいと思います。

このような活動を通じ、介護支援専門員の社会的地位が少しでも向上し、日々頑張っている介護支援専門員一人ひとりが「この会があってよかった」と思えるよう、本会は下記に掲げる計画を着実にすすめてまいります。

### 【事業計画】

#### 1. 組織力を高める活動（三役・組織総務部）

- 本会と県内各地域協（議）会との情報交換のできる体制の整備  
→理事会、地域代表者会議の開催
- 会員数増員に対する、県内各地域協（議）会との情報交換・相互協力体制の強化  
→会員数2千人を目指し、会員増員を図る  
→地域協会への説明活動、地域協会と協働した活動の実施  
→イメージアップにつながる活動の実施（協会マークやキャラクターの整備）

- ・事務局体制整備と、事務局運営の実施
- ・ケアマネジメント研究大会の準備、開催  
→昨年度同様研究内容の充実及び会員全員参加ができる楽しみのある活動の実践
- ・県医師会等県内各団体との連携、役員派遣
- ・災害発生時の対応

## 2. ケアマネのスキルアップ支援（生涯研修部）

- ・ニーズのある独自研修会の開催
- ・生涯研修体系の確立に向けた準備
- ・法定研修（実務研修）や主任更新要件研修の開催

## 3. 情報伝達、広報機能の充実（広報事業部）

- ・ホームページ・メールマガジンの効果的運用
- ・スマートフォンアプリの普及
- ・広報誌（山口県介護支援専門員協会だより）の発行による広報活動や、楽しみのある活動の実施

## 4. 公益活動（公益事業部）

- ・公益性の高い事業（各種事務依頼等）の実施のための県、市町との連携
- ・地域の社会資源情報の集約及びホームページでの公開

## 5. 研究事業（調査研究部会）

- ・介護保険制度やその他施策について、現状を分析し、分かりやすい形で会員に伝える。また、その分析結果から、制度に反映できるための意見提言をまとめる。

- ・ケアマネの質の向上を図るための調査研究を行い、研修事業等に反映していく。
- ・研究についての研修企画や、会員の研究に対する支援を研究機関と連携しながら実施していく。

## 6. 近県との連携、日本協会との連携（三役）

- ・広島県・島根県・福岡県との連携強化・研修相互乗り入れの継続
- ・岡山県、鳥取県との連携強化
- ・日本協会への意見提言（県協会として、地域の意見を日本協会への意見をしっかり伝える）。

### ◎ 役員会の運営・開催

- |   |       |            |
|---|-------|------------|
| 1 | 代議員総会 | 年1回        |
| 2 | 代表者会議 | 年2回        |
| 3 | 理事会   | 年4回        |
| 3 | 常任理事会 | 年4回        |
| 4 | 監査    | 年1回        |
| 5 | 部会    | 各部会年3～5回程度 |

平成28年度 収支予算(案)  
一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

## 収入の部

(単位:千円)

科 目		H28年度 予算額	摘 要
款・項	目		
1	会費収入	4,450	
	1 会費収入	4,450	会員@3,000×1,450人 賛助会員@50,000×2団体
2	受託金収入	3,829	
	1 受託金収入	3,829	実務従事者基礎研修に係る業務 1,100,000円(山口県より) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 1,600,000円(山口県より) 介護支援専門員研修向上委員会に係る業務 1,129,000円(山口県より)
3	助成金収入	735	
	1 助成金収入	735	平成28年度会員支部交付金(前期分) 中国ブロック会議に係る助成金
4	寄付金収入	5,735	
	1 寄付金収入	5,735	山口県介護支援専門員協会より財産引き継ぎ (前年度繰越金) 組織総務部広報活動費
5	事業収入	18,556	
	1 事業収入	18,556	各種研修参加費 ◆内訳 第12回ケアマネジメント研究大会 800,000円 介護支援専門員実務研修 12,000,000円 介護支援専門員実務従事者基礎研修 800,000円 自主研修 2,079,000円 主任更新受講要件研修 2,777,000円 広告掲載料 100,000円
6	雑収入	1	
	1 雑収入	1	預金利息等
当期収入合計(A)		33,306	
前年度繰越金収入		0	
収入合計(B)		33,306	

支出の部

(単位：千円)

科	目	H28年度 予算額	摘 要	
款・項	目			
1	運営費	12,521		
	1 会議費	2,921	常任理事会	163
			理事会	615
			部会運営費 (組織総務・広報事業・調査研究・ 公益事業・生涯研修)	380
			監査	20
			代議員総会	151
			各地域代表者会議	163
			介護支援専門員研修向上委員会	1,129
			中国ブロック会議	300
	2 旅費	300	役職員旅費	300
	3 事務局費	9,300	事務局費	310
			物品購入費	600
			人件費	7,100
			支払報酬 (税理士費用等)	600
			水道光熱費	300
			通信運搬費	360
			山口県介護保険関係団体連絡協議会会費	30
2	事業費	16,151		
	1 調査広報費	683	ホームページ管理	75
			スマートフォンアプリ	300
			介護支援専門員協会だより	208
			調査研究	100
	2 研修費	14,833	第13回ケアマネジメント研究大会	540
			介護支援専門員実務研修	8,000
			介護支援専門員実務従事者基礎研修	1,900
			実務事務研修	343
			対人援助・事例研究	245
			施設介護支援専門員研修 (特養)	119
			施設介護支援専門員研修 (老健・療養型)	90
			施設介護支援専門員研修 (GH、小規模多機能)	77
			生活保護・低所得者支援とソーシャルワーク	101
			地域福祉権利擁護事業と支援の実際	71
			医療ニーズの高い利用者支援ターミナルor精神疾患	600
			生活場面面接	111
			認知症or精神疾患研修会	138
			口腔ケア研修会	1,000
			SV養成研修実践編	211
			主任更新受講要件研修①	288
			SV研修 (理論と基礎知識)	
			主任更新受講要件研修②	160
			家族支援の視点	
			主任更新受講要件研修③	197
			ターミナルケア	
			主任更新受講要件研修④	285
			人材育成・業務管理	
			主任更新受講要件研修⑤	166
			リハビリテーションと福祉用具の活用	
			主任更新受講要件研修⑥	191
			地域包括ケアシステムと地域ケア会議	
	3 福祉増進費	200		200
	4 活動助成費	435		435
3	予備費	5		
	1 予備費	5		5
当期支出合計 (C)		28,677		
当期支出差額 (A-C)		4,629		
次期繰越収支差額 (B-C)		4,629		

## 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

### 会費規則

#### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）定款第13条の規定に基づき、本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

#### (年会費)

第2条 本会の正会員の年会費は、3,000円とする。

2. 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

#### (賛助会費)

第3条 本会の賛助会員の会費は、年間50,000円とする。

2. この会費は、寄付金として扱う。

3. 一旦納入された賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

#### (委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項を作成する必要がある場合は、理事会において別に定める。

#### (改正)

第5条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

#### 附 則

1. この規則は、本会の設立許可があった日から施行する。



## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会と称する。(以下、「本会」という。)

#### (目 的)

第2条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もって介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護サービス提供事業者、介護保険関係専門職団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (6) 日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

#### (主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(機 関)

第6条 本会は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第7条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者
- (2) 正会員
  - (ア) 厚生労働省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県内に勤務先又は住所を有し、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。
  - (イ) 本会の正会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。
  - (ウ) 本会の正会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。
- (3) 賛助会員  
理事会が別に賛助会員規程において定めた会員とする。

(代議員の選出)

第8条 代議員（「社員」以下同じ。）は、正会員の住所又は勤務地に応じて、県内を14ブロックにわけ、ブロック毎に正会員による選挙により選出する。

2 前項の支部の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岩国ブロック

- 区域 岩国市、玖珂郡和木町
- (2) 名称 柳井広域ブロック  
区域 柳井市、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町
- (3) 名称 周防大島ブロック  
区域 大島郡周防大島町
- (4) 名称 周南ブロック  
区域 周南市
- (5) 名称 下松ブロック  
区域 下松市
- (6) 名称 光ブロック  
区域 光市
- (7) 名称 防府ブロック  
区域 防府市
- (8) 名称 山口ブロック  
区域 山口市
- (9) 名称 宇部ブロック  
区域 宇部市
- (10) 名称 山陽小野田ブロック  
区域 山陽小野田市
- (11) 名称 美祢ブロック  
区域 美祢市
- (12) 名称 下関ブロック  
区域 下関市
- (13) 名称 長門地域ブロック  
区域 長門市
- (14) 名称 萩広域ブロック  
区域 萩市、阿武郡阿武町

3 各ブロック選出の代議員の数は、第1項の選挙を行う事業年度初日の正会員数を基準とし、各ブロックの正会員数毎に20人に1名の割合で選出する。なお、20名に満たない人数についてはこれに算入しない。ただし、ブロックにつき20名を下る人数のブロックが存在する場合には、このブロックか

ら1名の代議員を選出するものとする。

4 第1項の選挙においては、正会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。

5 代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

#### (代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

#### (補欠代議員の選出)

第10条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備え、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員の相互間の優先順位

3 第1項の補欠代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

#### (正会員の権利)

第11条 社員でない正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

#### (入会)

第12条 本会の会員となるには、別に定める入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (会費)

第13条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年、当該年度の6月末日までに納入するものとする。た

だし、新たに入会した者にとっては、入会と同時に納入するものとする。

3 賛助会員は、別に定める会員規約により、賛助会費を納入しなければならない。

#### (退 会)

第14条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、納入した入会金、会費及び賛助会費は返還しない。

#### (資格の喪失)

第15条 正会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
- (3) 介護支援専門員の資格を失ったとき
- (4) 会費及び賛助会員を正当な理由なく年度末までに納めなかったとき
- (5) 本会が解散したとき
- (6) 除名されたとき

#### (除 名)

第16条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の出席社員の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

ただし、この場合には、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を損なうような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視するような行為があったとき
- (3) 介護保険法に反する重大な行為があったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合において、処分に係る者の住所が知れないとき、又は、その者に対して通知することができないときは、通知に代えて、本会の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で公示するものとする。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員の資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及びその他本会の資産に対して、何らの請求をすることができない。

(余剰金の分配の制限)

第18条 本会は、地域の公益及び会員の共益を目的とするため、会員、その他の者に

対し剰余金の分配をすることができない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第19条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 当法人の総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 収支決算に関する事項
- (6) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開 催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催するものとする。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招 集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 会長は、第22条第2項(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、少なくとも開会の日より10日前までに、総会の日時・開催場所・目的並びに審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第24条 総会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した代議員若しくは理事の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。



(決議の方法)

第27条 総会の決議事項は、第21条の規定に基づく。

2 総会における議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、代議員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任(ただし、監事に限る。)
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) その他法令で定められた事項

4 次の事項に関する決議は、代議員の議決権の4分の3以上をもって行う。

- (1) 解散及び残余財産の処分
- (2) 他の法人との合併又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡

(総会の決議の省略)

第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(代理及び書面等による決議)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面により表決し、又は、本会の議決権を有する他の代議員1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第26条の定足数の適用については出席したものとみなす。

2 代理人によって議決権を行使する場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事は、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に保存しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び議事録作成者、選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

#### 第4章 役員等

##### (役員)

第31条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事35名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 会長は、法人法上の代表理事とする。

4 理事のうち8名以内を部長として選任することができる。なお、副会長は部長を兼任することができる。

##### (理事の資格)

第32条 本会の理事は、本会の正会員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、代議員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

##### (理事の職務権限)

第33条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。また、日本介護支援専門員協会の支部長として業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

4 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

##### (監事の職務権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を

作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 前項について報告するため必要のあるときは、監事は、理事会の開催招集を請求し、又は、招集することができる。

#### (役員を選任の方法)

第35条 本会の理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議により、会長以外の理事の中から一般法人法上の業務執行理事を選定することができる

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人（その他これらの者に準ずる相互に密接な関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。

6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができないほか、前2項の規程を適用する。

7 役員員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員をあらかじめ選任することができる。

#### (任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第37条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、別に定める報酬等の支給基準に従って報酬を支給することができる。

2 前項の報酬等の支給基準は総会の決議によって定める。

3 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第39条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、介護保険制度に関する学識経験者及び本会の会員として功労があった者のうちから、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の決議及び職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長、常任理事の選任及び解任

#### (理事会の種類)

第42条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度ごとに4回以上開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第34条第4項の規定に基づき、監事から会長に対し、招集の請求があったとき

#### (招集)

第43条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から5日以内に、14日以内を招集日とする通知を発しなければならない。
- 3 前項の規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるとき、又は、決議に特別な利害関係を有するときは、副会長がこれに代わるものとする。

#### (理事会の決議)

第45条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び理事、監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第48条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

## 第6章 支部組織

(支部)

第49条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部を置くことができる。

2 支部の設置及び運営については、支部組織運営に関する規程を別に定める

(支部長)

第50条 支部に支部長1名を置く。

2 支部長は、別に定める支部組織運営に関する規程に基づき、当該支部に所属する会員の中から選出する。

## 第7章 委員会及び部会

### (委員会及び部会)

第51条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の設置に関しては、理事会の決議をもって会長が定める。
- 3 委員及び部会員の選任については、理事会の決議をもって、会長が委嘱する。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第52条 本会の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
- 4 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会及び日本介護支援専門員協会事務局との連携を図る。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

## 第9章 計算

### (書類及び帳簿の備付け)

第53条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類

- (6) 事業計画書及び事業報告に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び書庫書類
- (8) 監査報告に関する書類
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

(事業年度)

第54条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第55条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産等の管理)

第56条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は総会の決議を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第57条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 本会の毎事業年度の剰余金は、これを分配することができない。

(事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受け、定時総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表



(4) 損益計算書（正味財産増減計画書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書

2 前項の規定により定時総会に提出された計算書類は、定時総会において、事業報告については、その内容を報告し、その他の書類については出席した社員の過半数の決議をもって承認を受けなければならない。

（計算書類等の備置き）

第59条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第60条 この定款は、総会において代議員の議決権3分の2以上の決議によって変更することができる。

（解 散）

第61条 本会は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議その他法令で定める事由により解散することができる。

（残余財産の処分）

第62条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。  
2 本会は、残余財産の分配を行わない。

（清算人）

第63条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めたときは、理事以外の者から選

任することができる。

## 第11章 附 則

(規程及び細則)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第65条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

佐々木 啓太

山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橘 康彦

山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

山口県周南市川端町1丁目11番地

服部 恭弥

山口県周南市大字安田288番地の1

田村 則子

(設立時の役員)

第66条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 啓太

設立時理事 橘 康彦

設立時理事 二井 隆一

設立時監事 服部 恭弥

設立時監事 田村 則子

(設立時の代表理事)

第67条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

設立時代表理事 佐々木 啓太

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第68条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

山口県山口市大手町9番6号

(最初の事業年度)

第69条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第70条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人山口県介護支援専門員協会を設立のため、設立時社員 佐々木 啓太 外4名の定款作成代理人である司法書士法人みらい(代表社員 山本 武)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年1月25日

設立時社員 山口県防府市岩島一丁目17番41号

佐々木 啓太

設立時社員 山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橘 康彦

設立時社員 山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

設立時社員 山口県周南市川端町1丁目11番地  
服部 恭弥

設立時社員 山口県周南市大字安田288番地の1  
田村 則子

上記設立時社員5名の定款作成代理人

山口県周南市岐南町8番31号

司法書士法人みらい

代表社員 山本 武



## 介護支援専門員 倫理綱領

### 前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

### 条 文

#### (自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

#### (利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

#### (専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

#### (公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

#### (社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。



